

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

# 年金払積立傷害保険

長  
く  
い  
安  
心  
、  
大  
き  
な  
満  
足  
。  
ゆ  
と  
り  
あ  
る  
老  
後  
の  
た  
め  
に  
。



# 安全・確実にセカンドライフの資

5つの魅力  
その1  
安心で、いいと思う

## ケガによる死亡・重度後遺障害が補償され、安心です。

契約時から最終回の給付金支払日（始期日応当日）までの間に、被保険者（補償の対象となる方）が日本国内および海外で事故にあい、ケガによる死亡・重度後遺障害を被られたときに、保険金をお支払いいたします。

※保険金額は、保険料払込期間中毎年逓増し、保険料払込期間の最終年度以後は一定の金額となります。（将来の保険料を前納されたご契約についても、同様の取扱いとなりますのでご注意ください。）

### ●ご契約時のケガによる死亡・重度後遺障害保険金額

（給付金支払開始時保険金額÷11※）

※保険料払込期間が10年以下の場合は

給付金支払開始時保険金額 ÷ 保険料払込期間（年数）となります。

（将来の保険料を前納されたご契約についても、同様の取扱いとなりますのでご注意ください。）

※保険料は第1回基本給付金額・保険期間・給付金支払期間などにより、保険金額とともに決定されます。（具体的な保険料・基本給付金年額・給付金支払開始時保険金額については、別途ご案内する保険料表・設計書等でご確認ください。）

契約者配当金

（注）保険料払込期間は「始期日」から「保険料払済年令」の始期日応当日となります。

ご契約年令 満16～満70才

被保険者のご契約年令は、始期日時点における年令が満16才以上満71才未満で、かつ満期日時点における年令が満81才未満となります。

保険料払済年令 満22～満76才

保険料払済年令は満22才以上満77才未満となり、保険料のお払込みを行う最終保険年度の翌保険年度初日における被保険者の満年令をいいます。

保険料払込期間 6年～54年

保険料払込期間は据置期間を含めて6年以上54年以下の整数年で設定していただくことができます。保険料払済年令からご契約年令を引いた年数になります。

据置期間

0年～10年

## ご契約の際、医師の診査や健康状態の告知は不要です。

簡単な手続でご加入いただけます。

保険期間 10年～64年

保険期間は10年から64年の整数年で、保険料払込期間に据置期間、給付金支払期間を足した年数から1年減じた年数となります。

5つの魅力  
その4  
わざわざなサービスが、うれしいと思う

## ご契約後、生活サポートサービスをご利用いただけます。

ご契約いただいたお客さまには日常生活に役立つ無料の電話相談サービスをご提供します。※詳細は本パンフレット裏面をご覧ください。

# 金づくりを力強くバックアップ!

毎年受け取りが、いいと思う

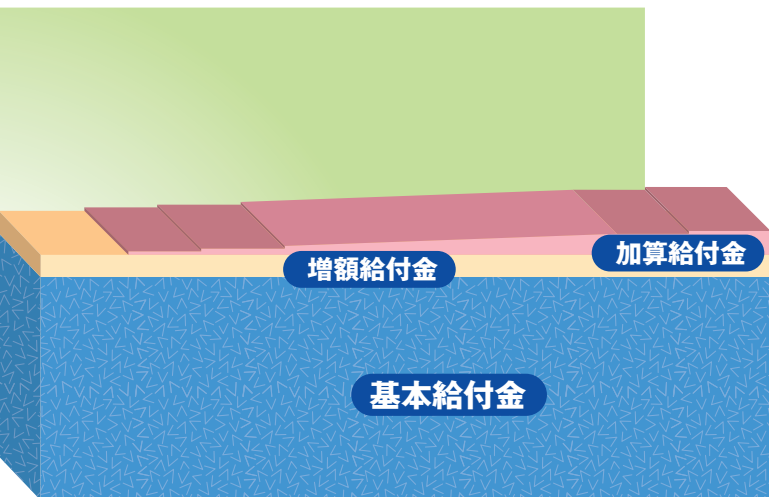
5つの魅力

その2

**基本給付金は、ご契約時に約定した金額を毎年お受け取りいただけますので、計画的にゆとりあるセカンドライフの準備をすることができます。**

※死亡・重度後遺障害保険金をお支払いし保険契約が終了した場合などを除きます。

- 保険料払込終了年度以後のケガによる死亡・重度後遺障害保険金額(給付金支払開始時保険金額)



(注) 給付金支払開始日は「給付金支払開始年令」における始期日応当日となります。また、以後の給付金支払日も、毎年の始期日応当日となります。

**給付金支払開始年令 満22～満76才**

給付金支払開始時の被保険者の年令は満22才以上満77才未満となります。

**給付金支払期間 5年～20年**

給付金支払期間は5年以上20年以下の整数年で設定していただくことができます。

なお、最終回の給付金支払日(始期日応当日)に保険期間は終了いたしますので、それ以後に被られたケガに対しては保険金をお支払いしません。

## 基本給付金

ご契約時に定めた金額を基本給付金としてお支払いします。実際にご契約いただく基本給付金は保険申込書の第1回基本給付金額欄に記載の金額にてご確認ください。

(定額払の場合)

第1回基本給付金額と同額を毎回基本給付金としてお支払いします。

(定額増額払の場合)

初回は第1回基本給付金額をお支払いし、第2回以降は前回の基本給付金額に第1回基本給付金額の5%相当額を加算した額をお支払いします。

なお、給付金支払開始日の前日までに自動振替貸付および契約者貸付の元利合計額が返済されなかった場合には、基本給付金額が減額されます。

## 増額給付金

お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日までの運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を、契約者配当金(増額給付金)として各回の基本給付金とともにお支払いします。

## 加算給付金

お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の給付金支払開始日以後の運用益が予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を、契約者配当金(加算給付金)として各回の基本給付金、増額給付金とともにお支払いします。

※なお、契約者配当金(増額給付金・加算給付金)は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 契約者配当金

始期日から給付金支払開始日までの期間が10年を超える契約については、10年経過以後給付金支払開始日までの間に契約が終了、失効または解除されても、お払込みいただいた保険料のうち、積立部分の保険料の運用益が、予定した利率に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、保険期間および基本給付金額などに応じて計算された金額を、10年ごとの期間に対する契約者配当金としてお支払いします。なお、契約者配当金は0の場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<ご契約の中途終了・失効の場合について>

- ・死亡保険金または重度後遺障害保険金をお支払いした場合には、ご契約は終了(全損終了)し、給付金はお支払いできなくなります。
- ・保険金をお支払いする事由以外の原因によって、被保険者が亡くなった場合にはご契約は失効し、給付金はお支払いできなくなります。
- ・給付金支払開始後、全損終了の場合を除き、保険契約が解除または失効となった場合は、残りの給付金支払期間の給付金現価を一括してお支払いします。

## 契約者貸付で必要資金が用立てできて便利です。

契約者貸付とは、保険契約者にご融資する制度です。ご融資金額は当社の定める金額の範囲内で50,000円以上100円単位となります。不意の出費にお役立てください。

※質権が設定されているご契約、契約者貸付ご利用時点で払込保険料総額が少額のご契約、保険期間開始後2か月以内または給付金支払開始日の前日までの期間が4か月以内のご契約、給付金支払期間中のご契約など、ご利用いただけない契約もありますのでご注意ください。ご利用の可否については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

便利で、いいと思う

5つの魅力

その5

# 年金払積立傷害保険のあらまし

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者が事故によりケガをされ、死亡された場合または重度後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。「病気」は保険金お支払いの対象とはなりません。また、保険料払込期間が満了し、保険料全額のお払込みが完了している場合は、保険契約が有効に存続している限り、所定の給付金を給付金受取人(原則として保険契約者が給付金受取人となります。)にお支払いします。

### (2)引受条件～保険金額設定についてのご注意

ご契約いただく保険金額は被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引き受けできない保険金額・ご契約条件等もありますのであらかじめご承知おください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、お客さまが実際にご契約いただく保険金額につきましては、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約にてご確認ください。

## 2. 基本給付金・増額給付金・加算給付金・契約者配当金

詳しくは2ページをご覧ください。

## 3. 保険料の払込方法

- ・分割払…複数の回数に分けてお払込みいただく方法です。月払・半年払・年払がございます。
  - ・前納保険料(全期前納払)…分割払においてまだ払込期間の到来していないすべての将来の保険料を一括してお払込みいただく方法です。
  - ・団体扱・集団扱…保険契約者の勤務する企業等を通じて集金させていただく方法です。
- (注)払込回数および払込方式により、払込保険料総額が異なります。上記のお取扱いには一定の条件を満たす必要がある場合もございます。

## 4. 解約・失効返れい金

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

・始期日から解約日までの期間に応じて解約返れい金をお支払いさせていただきます(解約返れい金をお支払いできない場合もあります。給付金はお支払いしません。また、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。)

・解約返れい金は多くの場合、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となりますので、解約は慎重にご検討ください。

・失効の場合は、当社の定めるところにより算出した失効返れい金をお支払いできることがあります。

特に経過期間が短い場合には、返れい金が払込保険料総額を大きく下回る場合がありますので、ご注意ください。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 5. 保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合

※印を付した用語については下記の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故によるケガ*のため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	保険証券記載の保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒酔い運転*1または麻薬等を使用している運転中のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「当社が保険金を支払うべきケガ」の治療によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争・暴動等によるケガ ●地震・噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による事故または放射能汚染によるケガ ●原因がいかなくなるとしても、頸(けい)部症候群*2、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付ける医学的他覚所見*3のないもの ●乗用具*4によるレース中(レースに準ずるものおよび練習中を含みます。)(ケガ ●下記の「補償対象外となる運動」を行っている間のケガ ●下記の「補償対象外となる職業」に従事するケガ など (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
重度後遺障害保険金	事故によるケガのため事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害*が生じた場合。事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社が事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき重度後遺障害と認定した場合。	保険証券記載の保険金額の全額をお支払いします。	※1「酒酔い運転」とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転することをいいます。 ※2「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。 ※3「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 ※4「乗用具」とは、自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。

### ※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」とは、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。  
①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒  
(注)中毒症状…継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「重度後遺障害」とは、次のいずれかの状態をいいます。
  1. 両眼が失明した場合
  2. 咀嚼(そ)しゃくまたは言語の機能を全く廃した場合
  3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
  4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する場合
  5. 両上肢をひじ関節以上で失った場合、または両上肢の用を全く廃した場合
  6. 両下肢をひざ関節以上で失った場合、または両下肢の用を全く廃した場合
  7. 1上肢をひじ関節以上で失い、かつ1下肢をひざ関節以上で失ったか、またはその用を全く廃した場合
  8. 1上肢の用を全く廃し、かつ、1下肢をひざ関節以上で失った場合(注) 5.～8.における「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます

### ●補償対象外となる運動

山岳登山(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

- (注1) 山岳登山は…ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)
- (注2) 航空機…グライダーおよび飛行船を除きます。
- (注3) 操縦…職務として操縦する場合を除きます。
- (注4) 超軽量動力機…モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を含みます。)

### ●補償対象外となる職業

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- 死亡・重度後遺障害保険金額は次のとおりです。

第1保険年度	保険料払込期間が10年以下の契約 給付金支払開始時保険金額 ÷ 保険料払込期間(年数)
	保険料払込期間が11年以上の契約 給付金支払開始時保険金額 ÷ 11
第2保険年度から 保険料払込期間最終年度の 前保険年度まで	第1保険年度の + (給付金支払開始時保険金額 - 第1保険年度の保険金額) × (経過期間 <sup>※</sup> - 1) (保険料払込期間 - 1)
保険料払込期間最終年度以後	給付金支払開始時保険金額

※「経過期間」とは、保険期間の初日から起算して保険金支払事由発生の日までの期間(年単位)をいい、1年未満の端数は切り上げます。

(注) 保険金額の計算の最終結果で、千円未満の端数が生じたときは、千円単位に切り上げます。

# ご契約時にご注意いただきたいこと

## 1. 告知義務-保険申込書の記載上の注意事項（その1）

特にご注意ください

- (1) 保険契約者および被保険者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として当社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)
- (2) 保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。  
年金払積立傷害保険のご契約では、次の事項について十分ご注意ください。  
・「他の保険契約等※」に関する情報  
※同種の危険を補償する他の保険契約等で、傷害疾病保険・普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

## 2. 意向確認-保険申込書の記載上の注意事項（その2）

特にご注意ください

- (1) この保険契約の保険申込書には、お申込みいただく保険契約が保険契約者および被保険者のニーズに合致していることを、保険契約者および被保険者と取扱代理店双方にて確認するため、保険申込書の各項目ごとに確認欄または意向確認書欄を設けております。
- (2) この保険契約では、ニーズを満たさない場合や、個別のニーズがある場合には、意向確認書欄内に設けております特記事項欄にご記入ください。
- (3) お申込みにあたっては、この保険契約の給付金支払内容、補償内容、保険金額、保険料、契約者配当金制度の有無などが、ニーズに合致しているか、もしくは合致していない部分があることを、再度ご確認のうえ、お申込みください。
- (4) ご不明な点は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 3. その他の注意事項-保険申込書の記載上の注意事項（その3）

- (1) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、保険申込書の保険金請求履歴にその内容を必ず記載ください。
- (2) 死亡保険金は、特に死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を法定相続人以外の特定の方に定める場合または変更する場合は、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なお、この場合において、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約をされていた場合には保険契約が無効となります。

## 4. 補償の開始時期

始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料は、保険料の払込みが猶予される場合を除いて、ご契約と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた保険金支払事由に対しては保険金をお支払いしません。

## 5. 保険料領収証および保険証券について

保険料をお支払いいただきますと、当社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。その他のご注意につきましては、重要事項のご説明の「その他のご説明2(1)」をご確認ください。

## 6. 団体扱・集団扱契約について

特にご注意ください

### ① 団体扱でご契約される場合

■ 団体扱・集団扱特約をセットできるのは次の条件を満たす場合に限りです。

	団体扱・集団扱特約をセットできる場合
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方、または団体を退職された方 <sup>(注)</sup> (注) 団体を退職された方については、退職者団体扱制度が導入されている場合に限りです。
被保険者	保険契約者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の扶養親族

■ なお、次のような場合には団体扱・集団扱特約が失効することがあります。その際、保険年度内の未払込みの分割保険料を一括でお支払いいただき、翌保険年度から払込方法が変更となりますので、あらかじめご了承ください。また、退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合は、取扱代理店または当社までご連絡ください。

- 退職等により団体から給与の支払いを受けなくなった場合
- 親会社との資本関係の変更等により、お勤めの企業が団体扱の対象に該当しなくなった場合
- 団体において当社で団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただく保険契約者の数が10名未満となった場合等、団体と当社との間で締結している集金契約が解除される場合

### ② 集団扱でご契約される場合

■ 団体扱・集団扱特約をセットできる条件は、集団の種類によって異なります。なお、セットできる条件を満たしていることを確認できる書類を保険申込書とあわせてご提出いただいておりますので、あらかじめご了承ください。

## 7. ご契約の申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険契約は、お申込みをいただいた日から8日以内であれば、お申込みの撤回ができる場合があります。詳細については、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明1.」をご覧ください。

## 8. 個人情報の取扱いについて

保険申込書裏面の「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。

## 9. 銀行、信用金庫、信用組合等の金融機関を取扱代理店として、ご契約される場合のご注意

金融機関を取扱代理店としてご契約される場合のご注意事項については、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明9.」をご覧ください。

## 10. お客さまの本人確認に関するお願い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、200万円を超える大口現金取引などを行うにあたって、お客さまの本人確認を行うことが義務づけられています。保険料を現金・小切手でお支払いいただく際には、所定の公的証明書のご提示をお願いすることがありますので、ご了承ください。

# ご契約後にご注意いただきたいこと

## 1. 通知事項等

- (1) 保険契約者の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
  - ・保険料の払込方法が団体扱・集団扱の場合で、団体から脱退(ご退職など)するときは、遅滞なく取扱代理店または当社へご通知ください。
- (2) 保険料・基本給付金額の変更を伴うご契約内容の変更(保険料の払込方法の変更を除きます)は、始期日より2年経過しないとできませんのでご注意ください。また変更の内容に一部制限がございますので、あらかじめご了承ください。なお、保険料払込期間および据置期間の変更については下表の範囲とさせていただきます。(保険料払込期間+据置期間を9年以下でご契約されている場合、10年以上に変更することはできません。また、保険料払込期間+据置期間を10年以上でご契約されている場合、9年以下に変更することはできません。)

	保険料払込期間+据置期間	
ご契約締結時の条件	6年～9年	10年以上
変更後の条件	6年～9年	10年以上

- (3) 将来の保険料を前納することについてはお引受を制限させていただくことがあります。

## 2. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

### 特にご注意ください

- (1) 保険料を分割してお払込みいただく場合、第2回目以降の分割保険料は、保険料払込期日までにお払込みください。払込猶予期間内(保険料払込期日の属する月の翌末日まで)に分割保険料の入金がない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日以降に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。ただし、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。なお、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替えの限度額を超えた場合には、ご契約は失効しますのでご注意ください。
- (2) 月払、半年払または団体扱・集団扱の場合で、保険金支払事由が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部が失効または終了したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。
- (3) 初回保険料を口座振替でお払込みいただく場合、保険料は保険期間の開始する月の前月(月末を始期日とする場合には、保険期間の開始する月)に振り替えられますので、振替日の前日までに、ご指定の口座に必要な残高をご用意ください。万一、保険料の振替ができない場合には、保険金をお支払いしないことがあります。
- (4) 月払契約の最終回保険料、団体扱契約または集団扱契約の集金停止後の残りの分割保険料は、第1回基本給付金から差し引き、お払込みに充当させていただきますのでご了承ください。ただし、据置期間がある契約の場合を除きます。
- (5) 団体扱契約・集団扱契約については、脱退(ご退職など)されたり、定足数割れ(団体扱・集団扱全体で当社の保険契約者数が10名未満となること)となった場合には、保険料および払込方法を変更させていただきます。その際には保険年度内の未払込みの分割保険料をご一括でお払込みいただき、翌保険年度から払込方法が変更となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

## 3. その他

- (1) お届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- (2) 被保険者が死亡された場合には、ご契約は失効または終了します。この場合において、保険金支払事由に該当しないときでも失効返れい金をお支払いすることがありますので、取扱代理店または当社までご連絡ください。

# その他ご注意いただきたいこと

## 1. 税法上の取扱い(平成22年8月現在)

- (1) 給付金  
給付金から一定の必要経費を差し引いた額が毎年の雑所得となり、他の所得と合算のうえ、課税されます。また、課税対象額が25万円以上の場合、給付金支払時に課税対象額の10%(非居住者の場合は課税対象額にかかわらず20%)を源泉徴収いたします。保険料負担者と給付金受取人が異なる場合、給付金支払開始時に給付金受給権が贈与されたときみなされ贈与税が課税されます。
  - (2) 解約返れい金  
解約返れい金と払込保険料総額との差額は一時所得となり、他の所得と合算のうえ課税されます。ただし始期日後2年以内に残りの期間の保険料を前納した場合で、始期日後5年以内に解約した場合は解約返れい金と払込保険料総額との差額が20%源泉分離課税の対象となります。
  - (3) 保険料(掛金)  
平成18年度税制改正により、損害保険料控除は平成18年12月31日をもって廃止されました。
- (注) なお、上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 2. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合の補償の詳細は、重要事項のご説明の「注意喚起情報のご説明7.」をご覧ください。

## 用語のご説明

用語	説明
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される傷害または損害等が生じた場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	この保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の額(または限度額)をいいます。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。
満期日	保険期間の末日をいいます。
保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
保険契約者	当社にこの保険契約の申込みをする方であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる方をいいます。
被保険者	この保険により補償の対象となる方で、保険証券に記載された方をいいます。
保険料	保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第一目に払い込むべき分割保険料をいいます。
分割保険料	保険料を分割して払い込む場合の一回分の保険料をいいます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。

用語	説明
返れい金	積立型の保険において、ご契約の解約・解除時または失効時などに、保険会社から保険契約者にお支払いする金銭をいいます。それぞれ解約・解除返れい金、失効返れい金といます。
給付金	基本給付金・増額給付金・加算給付金のことをいいます。
保険料払込期間	保険期間のうち、始期日以降、保険料を払い込むべき期間をいいます。
据置期間	保険期間のうち、最終の保険料払込期日の属する保険年度の末日から給付金支払開始日までの期間をいいます。
給付金支払期間	保険期間のうち、基本給付金をお支払いする期間をいいます。
解約	保険契約者から、契約を途中で終了される旨をお申し出いただくことをいいます。
解除	保険会社から、保険契約を途中で終了させることをいいます。
失効	保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
告知義務	保険契約の締結に際し、当社が重要な事項として質問した事項にご回答いただく義務をいいます。
保険申込書	当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合には、これらの書類を含みます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいい、いずれも積立保険を含みます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。 ※ただし代理請求人制度の配偶者には、内縁関係を含めません。
生計を共にする	主に、同一の収入により生活を維持している状態を指します。
親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。

## 万一の事故のときのお手続きについて

### 万一事故にあわれたら



事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

三井住友海上へのご連絡は  
24時間365日事故受付サービス  
事故受付センター

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

■被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行うときは、普通保険約款に定める書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。また、当社は普通保険約款に定める書類以外の書類を求めることができます。

#### ■代理請求人制度

事故により高度障害状態となり意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、当社の承認を得て、被保険者と同居または生計を共にする配偶者等(以下「代理請求人」といいます。詳細は下記の(注)をご覧ください。)が、保険金を請求することができます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

(注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者」または「上記②以外の3親等内の親族」

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

## 保険金のご請求からお受取りいただくまで

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受取りいただくための手続(保険金請求手続)が必要となります。

万一の事故の際は、当社よりあらためてご説明いたしますので、詳しくは当社までお問い合わせください。



**Q** 口座振替で保険料を払い込む契約で残高不足で保険料が振替できませんでした。契約はどうなりますか？

**A** すぐには、契約は失効しません。保険料は払込猶予期間内(保険料払込期日の属する月の翌月末日まで)にお払込みください。払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、その払込猶予期間の満了日の翌日以降に生じた保険金支払事由については保険金をお支払いしません。なお、払込猶予期間までに分割保険料の入金がない場合には、払込済保険料の一定の範囲内で自動的にお立替えをします(保険料の自動振替貸付)。また、お立替えをした場合には、お立替金額に対して利息をいただきます。お立替えできない場合、またはお立替えの限度額を超えた場合には、ご契約は失効します。

**Q** 契約者貸付金や保険料の自動振替貸付金が給付金支払開始日の前日までに返済されなかった場合はどうなりますか？

**A** お積立いただいている基本給付金の原資から、貸付金元利合計が差し引かれ、新たに基本給付金が算出されます。貸付金元利合計が貸付限度額を超えた場合は、ご契約は失効します。

**Q** 給付金は公的年金と同様の受取り方はできますか？

**A** できません。給付金の支払日は給付金支払開始日の1年毎の応当日(応当日が金融機関の休日となる場合は翌営業日)となります。

**Q** 給付金は必ず受け取ることができますか？

**A** 給付金支払日において保険契約が有効で、保険料の全額のお払込みが完了している場合には、ご契約当初に設定した基本給付金をお支払いします。ただし次のような場合には、保険契約の中途であっても保険契約が終了しますので、給付金はお支払いいたしません。

- ・保険契約の解約の場合(解約)
- ・被保険者が亡くなった場合(失効または終了)
- ・契約者貸付や保険料の自動振替貸付が行われている契約で、貸付金元利合計が貸付限度額を超えた場合(失効) など

これらの場合、解約事由や失効事由により、始期日から解約・失効日までの期間に応じて解約・失効返れい金をお支払いします。(解約・失効返れい金をお支払いできない場合もあります。)

給付金支払開始後、全損終了の場合を除き、保険契約が解除または失効となった場合は、残りの給付金支払期間の給付金現価を一括してお支払いします。

**Q** 給付金・返れい金を受け取ったときの税法上の取扱いはどうなりますか？

**A** P5記載の「その他ご注意ください1.」をご覧ください。なお、ご負担保険料総額については、給付金・返れい金のお支払いを案内するハガキに記載しておりますのでご確認ください。また、返れい金が100万円を超える契約、および給付金合計額が20万円を超える契約の場合、支払調書が作成され税務署に提出されます。

## 生活サポートサービス

日常生活に役立つ  
さまざまなサービスをご用意しております。

ご相談  
無料

### 健康・医療

- 健康・医療相談
- 医療機関総合情報提供 等

### 介護

- 介護に関する情報提供
- 介護に関する悩み相談 等

### 暮らしの相談

- 暮らしのトラブル相談
- 暮らしの税務相談

### 情報提供・紹介サービス

- 子育て相談(12才以下)
- 暮らしの情報提供 等

当社ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

- \*サービス受付のご利用時間・電話番号は、ご契約後にお届けする冊子の約款の案内などをご覧ください。
- \*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- \*本サービスは、当社提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- \*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ご注意ください事項

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは、「年金払積立傷害保険」の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特約をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

### 保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

**0120-632-277 (無料)**

#### 【受付時間】

平日 9:00~20:00  
土日・祝日 9:00~17:00  
(年末・年始は休業させていただきます)

### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189 (無料)**

### (社)日本損害保険協会「そんがいほけん相談室」

保険会社との間で問題を解決できない場合には(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。

**0120-107-808 (無料)**

【受付時間】 平日 9:00~18:00

※携帯電話・PHSからは03-3255-1306(有料)をご利用ください。

## 三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

お客さまデスク 0120-632-277(無料)

受付時間 平日9:00-20:00 土日・祝日9:00-17:00(年末・年始は休業させていただきます)

ホームページアドレス <http://www.ms-ins.com>

V0704-1 100,000 2010.08 A3F18 A (新) (61) 77